

# 第51期定時株主総会招集ご通知に際しての 法令および定款に基づくインターネット開示事項

- ・主要な事業内容
- ・主要な借入先
- ・会社の新株予約権等に関する事項
- ・会計監査人の状況
- ・取締役の職務の執行が法令および定款に適合する事を確認するための体制、その他業務並びに当社およびグループ会社の業務の適正を確保するための体制
- ・取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ・連結注記表
- ・個別注記表

第51期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

**川崎近海汽船株式會社**

本内容は、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kawakin.co.jp/ir/soukai.html>)に掲載することにより株主の皆さんに提供しております。

## 主要な事業内容

当企業集団は当社、親会社、子会社11社および関連会社2社によって構成されており、近海地域において一般貨物船による海上輸送ならびに、内航船およびフェリーによる国内海上輸送を行うことを主たる事業としております。子会社等は船舶の貸渡し、船舶の管理、船用品の販売、船舶用機器の賃貸などの業務を主に当社に提供し、当社の事業遂行を円滑にする役割を担っております。また、一部の子会社では、フェリーターミナルにおいて売店や食堂によるサービスを行っております。一方当社は、親会社である川崎汽船株式会社を中心とするグループに属しておりますが、同社は遠洋海上輸送および近海地域におけるコンテナ輸送など当社とは異なる領域において事業を展開しております。

## 主要な借入先

借入先	借入金
株式会社日本政策投資銀行	4,378,400 千円
株式会社みずほ銀行	2,144,268
農林中央金庫	1,416,800
株式会社三菱東京UFJ銀行	794,684
株式会社三井住友銀行	369,306
三井住友信託銀行株式会社	270,000
日本生命保険相互会社	178,552

## 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当社の会計監査人としての報酬等の額

37,600千円

#### ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額

37,600千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人が行った非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、デューデリジエンス調査対応業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行の状況から、適正な監査および監査の信頼性を確保できないと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないなど解任が相当と認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月

(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分理由

- ・株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期および平成25年3月期における財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。

- ・同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

## 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務並びに当社およびグループ会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会にて以下の内容を決議しております。

### (1) コンプライアンスの体制

当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制

- ① コンプライアンスの基本方針として、親会社の定めるグループ企業行動憲章を採用するとともに、当社および当社グループにおける行動規範として、同憲章の実行要点を定める。
- ② コンプライアンスの統括組織として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備および維持を図る。
- ③ コンプライアンスの推進維持のためのプログラム（当社およびグループ会社の取締役および使用人を対象とする教育等）を策定し、実施する。
- ④ 当社およびグループ会社の取締役および使用人に対し、当社およびグループ会社の業務運営に係る法令違反行為についての報告義務を課すとともに、一方で直接通報できるホットライン制度（内部通報制度）を設ける。
- ⑤ 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たない組織にする。

### (2) 情報保存管理体制

当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行に係わる情報の保存および管理についての体制

- ① 株主総会、取締役会の議事録および関連資料等、またその重要な文書については社内文書管理規程に基づき保存・管理を行う。
- ② 情報セキュリティ規程等の情報管理に係わる規程を定め、情報の効率的利用とともに社外流失防止に努める。

### (3) リスクの管理体制

当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

#### ① 市況・市場のリスク

船舶投資等の海運市況、為替、燃料油価格等を、当社の定期取締役会および営業連絡会において状況把握・議論を行い、決裁基準に沿った決裁を実施する。

② 船舶運航に伴うリスク

船舶の安全運航推進および事故対応の組織として安全運航推進委員会を設置し、定期的に具体的案件のレビューと安全運航に向けた対応の確認を行う。

③ 大災害のリスク

大規模地震、新型インフルエンザ蔓延等による大災害に対する組織として災害対策委員会を設置し、防災および減災の推進ならびに災害発生時における業務継続を含む速やかな対応を行う。

#### (4) 業務執行体制

当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎年経営計画を策定し、毎月その進捗状況を取締役会等で確認する等の管理を行う。
- ② 取締役会の書面決議制度を導入し、迅速な運営に資する体制とする。
- ③ 事業の決裁、また決定事項の効率的な執行のために、決裁および職務権限、組織体制に係わる規程の整備を行う。
- ④ 社内の規程等は関連する法令等に準拠して制定し、当該法令等の改廃があった場合には速やかに規程等の改廃を行う。
- ⑤ 当社およびグループ会社のリスク管理、内部統制の適切性・有効性を検証・評価する機能を担う、独立性を備えた内部監査組織を設置する。
- ⑥ 内部監査にあたっては、必要に応じ監査役および会計監査人との間で協力関係を構築し、内部監査の効率的な実施に努める。

#### (5) グループ管理体制

当社ならびに親会社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保する体制

- ① グループ会社における業務の適正を確保するための行動指針として、親会社が定めたグループ企業行動憲章を採用するとともに、当社およびグループ会社の具体的行動指針を定める。
- ② 当社の子会社・関係会社について、当社は関係会社業務処理規程を定めて経営管理を行う。
- ③ 当社の子会社・関係会社に係わるコンプライアンス等の重要な事実が発生した場合には、取締役または子会社・関係会社により監査役に報告する体制とする。
- ④ 内部監査組織は内部監査の基本方針に基づき、毎年内部監査計画を策定のうえ、必要に応じて子会社に対する監査を実施し、改善点の指摘・提言を行う。

## (6) 監査役監査の体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が求めるときは、その職務を補助するための使用人を配置する。
- ② 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従い、その人選にあたっては監査役と事前に協議し、当該使用人の人事異動については常勤監査役の同意を得たうえで決定する。
- ③ 当社およびグループ会社の取締役および使用人は以下の事項について監査役に報告を行う。  
報告者に対しては報告を理由に不利な取扱いを受けないようにする。
  - ・会社およびグループ会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、法令または定款に違反する重大な事実
  - ・内部通報制度での通報状況、また通報された事案のうち、コンプライアンス委員会にて重大なコンプライアンス違反と判断された事実
  - ・内部監査の実施状況およびその結果
  - ・その他監査役が報告を求める事項
- ④ その他監査役監査の実効性確保のために以下の整備を行う。
  - ・監査役は、取締役会に出席するほか、他の定められた重要な会議にも出席する。
  - ・代表取締役は、監査役と定期的に、また監査役の求めに応じ、意見交換を行う。
  - ・内部監査組織は、監査役と定期的に、また監査役の求めに応じ、意見交換を行う。
  - ・監査役は、会計監査人と定期的に意見交換を行う。
  - ・当社およびグループ会社の取締役および使用人は、監査役の監査活動に誠実に協力する。
  - ・当社は、監査役が監査実施のために所用の費用を請求するときは、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

## (7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 会計処理の適正性および財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備し、その有効性を定期的に評価する。
- ② 経営関連情報を適切に管理し、適時、正確かつ公平に開示する。

## **取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社および当社グループ会社はコンプライアンスの実効性を確保するために制定した親会社の定めるグループ企業行動憲章と当社および当社グループ会社の行動憲章を規範として、役員および社員は社会的、倫理的責任を自覚し、法令、定款を遵守します。なお、当社取締役会は内部統制の実施状況を監督するとともに、当社および当社グループ会社の業務の適正を確保するための体制について、効率的で適正な業務執行体制の整備に努めてまいります。

当期における運用状況の概要につき明記すべきものは以下のとおりあります。

### **(1) コンプライアンスに関する取組**

ホットライン制度（内部通報制度）を整備しており、徹底管理を図っております。また、社内ルールや行動指針を逸脱した行動が見られた場合、賞罰委員会で協議し、処遇を検討しております。コンプライアンスの統括組織として社長を委員長とする“コンプライアンス委員会”を設置し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じた適切なリスク対応を行っております。当期はコンプライアンス違反に相当する事案がなかったため委員会開催はありませんでした。

また、当期は役職員が遵守しなければならない基本であるコンプライアンスに対応した社内研修を8回実施いたしました。

### **(2) 情報保存管理体制に関する取組**

文書管理規程に基づき、取締役会資料をはじめとする取締役の職務執行に関わる文書や株主総会議事録など一連の文書およびデータを時系列に保存しました。

マイナンバー制度の運用に際し、特定個人情報取扱規程を法令に則した内容に改訂し、子会社を含め社員向けに制度の概要及び運用のルールについて説明文書を回覧し、周知いたしました。

### **(3) リスクの管理体制に関する取組**

船舶の運航リスク管理に関し、社長を委員長とする安全運航推進委員会を開催しており、当期は7月、11月、3月の3回開催し、本船の省エネ、環境対策、事故防止対策などを検討し、さらに安全教育活動として社外研修を実施いたしました。

大規模地震など災害危機の発生時には、社長を本部長とする「災害対策本部」を設置し、災害対策規程により機動的且つ適切に対応します。5月と11月に防火防災計画に従い防災訓練を実施いたしました。また、安全衛生管理の充実にも注力し、総務部担当役員を委員長とする健康管理委員会を毎月開催し、社員の健康管理維持に努めました。

### **(4) 業務執行体制**

取締役会を月1回以上開催し、中期経営計画の進捗状況の検証を行うとともに、法令や定款に定められた事項および経営上の重要な案件を審議したうえで決定し、取締役の業務執行の適法性確保に努めました。取締役会全体の実効性につきましては、取締役の自己評価に基づき分析・評価を実施いたしました。

社外取締役は、取締役会による当社取締役の職務の執行についての監督をしています。

また、特定個人情報取扱規程、職務権限規程等、社内規程の整備につき、法令に即した内容に修正するなど適宜改廃を行いました。

(5) グループ管理体制に関する取組

個人情報管理規程及び特定個人情報取扱規程に基づき、当社が取り扱う個人情報の適切な保護、管理が講じられているか、個人情報の安全管理の観点から個人情報管理の運用状況について監査しました。

具体的には、個人情報については、「個人情報保護方針」に基づき、乗船申込書及びインターネットで取得した個人情報が適切に管理されているか、また特定個人情報（マイナンバー）については、マイナンバーガイドラインに基づき、適切な保護、管理が講じられているか、マイナンバーの安全管理の観点から本社及び子会社のシルバーフェリーサービス株式会社および川近シップマネージメント株式会社におけるマイナンバーの管理及び運用状況について監査を実施しました。

(6) 監査役監査に関する取組

監査役会は1名の常勤監査役と2名の社外監査役で構成されており、監査役監査の体制につき、常勤監査役および社外監査役は取締役会ほか社内の重要な会議に出席するとともに、取締役等から業務執行の状況を聴取するなど業務執行の現状や課題などの把握に努め経営監視体制機能の強化および向上を図りました。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための取組

財務報告の信頼性を確保するため金融商品取引法などの法令に準拠し、内部監査室は支社、支店および事務所など拠点に赴き現状を把握するとともに業務プロセスのリスクなど見直しを行い、関係部署と協議のうえ内部統制システムの構築の改善につなげ内部統制の質的向上に努めました。

## 連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 11社

連結子会社の名称

旭汽船㈱、シルバーフェリーサービス㈱、川近シップマネージメント㈱、春陽汽船㈱、須崎汽船㈱、“K”LINE KINKAI (SINGAPORE) PTE LTD、TROPICAL LINE S.A.、POLAR STAR LINE S.A.、GALLEON LINE S.A.、BINTANG LINE S.A.、S-5958 CO., LTD

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社数 1社

会社等の名称 ㈱オフショア・ジャパン

#### (2) 持分法を適用していない関連会社は “K”LINE KINKAI (MALAYSIA) SDN. BHD. 1社で、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

#### (3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社の決算日が連結決算日と異なるため、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、シルバーフェリーサービス㈱、須崎汽船㈱、“K”LINE KINKAI (SINGAPORE) PTE LTDの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有 債 証 券：その他有価証券

時価のあるもの…連結決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法に基づく原価法

###### ② た な 卸 資 産：主として先入先出法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有 形 固 定 資 産：定率法によっております。ただし、一部の船舶及び平成10年4月（リース資産を除く）1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

###### ② 無 形 固 定 資 産：自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）（リース資産を除く）に基づく定額法によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸 倒 引 当 金：債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞 与 引 当 金：従業員の賞与の支払いに充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

###### ③ 役 員 賞 与 引 当 金：役員の賞与の支払いに充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

###### ④ 契 約 損 失 引 当 金：外部取引先との契約の残存期間に発生する損失に備えるため、将来負担すると見込まれる損失額を見積計上しております。

###### ⑤ 役員退職慰労引当金：当社及び一部の子会社は役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

###### ⑥ 特 別 修 繕 引 当 金：船舶の定期検査に要する修繕費の支払いに備えるため、将来の修繕見積額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

海運業収益及び海運業費用の計上基準は航海完了基準によっております。ただし、フェリーについては積切出帆基準によっております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法：繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップのうち特例処理の要件を満たしているものについては、特例処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段と : ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引、借入金の利息

(ハ)ヘッジ方針 : 財務上のリスク管理対策の一環として外貨建予定取引の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスク軽減のためにデリバティブ取引を行っております。

(二)ヘッジの有効性評価の方法 : ヘッジの開始時から有効性判定までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のそれとを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。なお、為替予約取引は為替予約と外貨建予定取引に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。また、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているものは、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

## ② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 5. 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 6. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

船舶	13,559,669千円
----	--------------

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,510,980千円
-------	-------------

長期借入金	7,862,478千円
-------	-------------

合 計	9,373,458千円
-----	-------------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	33,072,089千円
-------------------	--------------

3. 土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額 △318,036千円

[連結損益計算書に関する注記]

減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失（千円）
売却予定資産	群馬県吾妻郡長野原町	土地・建物	4,289

当社グループは、事業用資産については、管理会計上で把握している事業グループを単位としてグルーピングを行い、売却予定資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記資産は売却予定にあり、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失として計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額は予定売却代金から諸経費を控除して算定しております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	29,525,000株
------	-------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	千円 205,507	円 7.0	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年10月31日 取締役会	普通株式	117,432	4.0	平成28年9月30日	平成28年11月25日
合計		322,939			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	117,432千円
② 1株当たり配当額	4.0円
③ 基準日	平成29年3月31日
④ 効力発生日	平成29年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

#### [金融商品に関する注記]

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については設備投資計画等に照らして、金融市場の情勢や資金繰り等を勘案しながら都度決定しておりますが、主として銀行等の金融機関からの借入によっております。

受取手形及び営業未収入金、短期貸付金に係る顧客等の信用リスクは、取引先信用状況の定期的なモニタリング及び未収管理システム等による期日、残高管理によりリスク低減を図っております。外貨建て営業債権に係る為替変動リスクは、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについてデリバティブ取引（先物為替予約取引）を利用してリスク低減を図っております。また、投資有価証券である株式は主に上場株式であり、四半期ごとに把握された時価が取締役会に報告されております。

借入金の使途は主として運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクを低減するためデリバティブ取引（金利スワップ）を行っております。

デリバティブ取引は社内規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません ((注2) 参照)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	865,477	865,477	—
(2) 受取手形及び営業未収入金	4,531,486	4,531,486	—
(3) 短期貸付金	5,084,000	5,084,000	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	1,111,460	1,111,460	—
<b>資産計</b>	<b>11,592,424</b>	<b>11,592,424</b>	<b>—</b>
(1) 支払手形及び営業未払金	2,832,071	2,832,071	—
(2) 短期借入金	1,589,556	1,598,456	8,900
(3) 長期借入金	8,012,454	8,057,219	44,765
<b>負債計</b>	<b>12,434,082</b>	<b>12,487,747</b>	<b>53,665</b>

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び営業未収入金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

全て上場株式であるため、取引所の価格によっております。

### 負債

- (1) 支払手形及び営業未払金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ただし、「(2) 短期借入金」の金額に含まれている長期借入金のうち1年以内返済予定額については、下記「(3) 長期借入金」に記載の方法により時価を算定しております。

- (3) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	17,616

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4)投資有価証券」には含めておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	797円24銭
1株当たり当期純利益金額	20円19銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券：子会社株式及び関連会社株式…移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの…決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産：主として先入先出法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産：定率法によっております。ただし、一部の船舶及び平成10年4月1日（リース資産を除く）以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産：自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に（リース資産を除く）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金：債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金：従業員の賞与の支払いに充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金：役員の賞与の支払いに充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 契約損失引当金：外部取引先との契約の残存期間に発生する損失に備えるため、将来負担すると見込まれる損失額を見積計上しております。

(5) 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(6) 役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(7) 特別修繕引当金：船舶の定期検査に要する修繕費の支払いに備えるため、将来の修繕見積額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(8) 関係会社用船契約損失引当金：関係会社との用船契約の残存期間に発生する損失に備えるため、将来負担すると見込まれる損失額を見積計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

海運業収益及び海運業費用の計上基準は航海完了基準によっております。ただし、フェリーについては積切出帆基準によっております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法：繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップのうち特例処理の要件を満たしているものについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象：ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引  
ヘッジ対象…外貨建予定取引、借入金の利息

- ③ ヘッジ方針 : 財務上のリスク管理対策の一環として外貨建予定取引の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスク軽減のためにデリバティブ取引を行っております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法 : ヘッジの開始時から有効性判定までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のそれを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。なお、為替予約取引は為替予約と外貨建予定取引に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。また、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているものは、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

## (2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## (3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 6. 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 7. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

船舶	12,762,188千円
----	--------------

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,104,480千円
-------	-------------

長期借入金	6,550,720千円
-------	-------------

合 計	7,655,200千円
-----	-------------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	24,243,861千円
-------------------	--------------

3. 保証債務の明細

被保証者	保証金額	保証債務の内容
POLAR STAR LINE S.A.	794,684 千円	金融機関借入金
GALLEON LINE S.A.	923,574	金融機関借入金
合 計	1,718,258	

※うち外貨建保証債務は1,718,258千円であります。

4. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

(1) 短期金銭債権	128,445千円
------------	-----------

(2) 短期金銭債務	150,662千円
------------	-----------

## 5. 土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

### 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額 △318,036千円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

営業収益

164,913千円

営業費用

5,457,968千円

(2) 営業取引以外の取引高

216,486千円

2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失（千円）
売却予定資産	群馬県吾妻郡長野原町	土地・建物	4,289

当社は、事業用資産については、管理会計上で把握している事業グループを単位としてグルーピングを行い、売却予定資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記資産は売却予定にあり、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額は予定売却代金から諸経費を控除して算定しております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

166,845株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	50,299千円
役員退職慰労引当金	133,941
特別修繕引当金	50,759
会員権評価損	82,813
有価証券評価損	63,999
貸倒引当金	8,365
資産除去債務	12,943
関係会社用船契約損失引当金	1,020,037
繰越欠損金	41,715
その他	103,300
繰延税金資産小計	1,568,175
評価性引当額	△308,487
繰延税金資産合計	1,259,687

(繰延税金負債)

特別償却準備金	△522,396千円
圧縮記帳積立金	△16,708
その他有価証券評価差額金	△74,882
その他	△96,415
繰延税金負債合計	△710,402
繰延税金資産（負債）の純額	549,285

[関連当事者との取引に関する注記]

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	旭汽船㈱	直接 100%	役員の兼任 船舶の用船	貸付金の回収	190,052	貸付金 (短期及び長期)	1,464,974
				資金の貸付	780,000	—	—
	TROPICAL LINE S.A.	直接 100%	役員の兼任 船舶の用船	貸付金の回収	313,652	貸付金 (短期及び長期)	1,615,584
	POLAR STAR LINE S.A.	直接 100%	役員の兼任 船舶の用船	債務保証	794,684	—	—
	GALLEON LINE S.A.	直接 100%	役員の兼任 船舶の用船	債務保証	923,574	—	—
関連会社	㈱オフショア・ジャパン	直接 50%	役員の兼任	貸付金の回収	75,000	貸付金 (短期及び長期)	1,630,500

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。関連会社に対する資金の貸付については、担保を受け入れております。
2. 債務保証については、子会社の船舶設備資金による銀行借入に対し当社が保証している債務であります。なお、保証料の支払及び担保提供は受けしておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額 767円 90銭

1株当たり当期純利益金額 20円 48銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

(注) 計算書類の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。